

所長指示第9号  
令和3年3月15日

広島拘置所長

当所執行受刑者の面会の立会及び信書の検査等について  
標記について、下記のとおり実施するので了知願います。

なお、令和3年2月19日付け当職指示第4号「受刑者の面会  
について（暫定）」は、本日付けで廃止する。

記

1 対象者

当所執行経理係受刑者

2 面会の立会及び信書の検査の基準

別紙のとおりとする。ただし、次に掲げる場合は、別紙の基準  
によらず面会の立会及び信書の検査を実施する。

- (1) 反則容疑行為により調査中である場合
- (2) 閉居罰執行中において特に許可する場合
- (3) 処遇部門の統括矯正処遇官が別途指示した場合

3 無立会面会又は録画面会における留意事項

- (1) 所管の統括矯正処遇官及び主任矯正処遇官は、無立会面会又  
は録画面会を行うに当たって、当該受刑者に対して、その趣旨  
や留意事項等について、指導を行うこと。
- (2) 無立会面会又は録画面会は、面会室第2室で実施すること。
- (3) 録画面会を監視する職員は、処遇部門事務室において、モニ  
ター監視及び検聴を行うこと。
- (4) 録画面会の監視は、面会業務を担当する主任矯正処遇官とし、  
同主任が不在の場合は、面会係職員又は、書信係職員が行うこ  
と。ただし、上記職員も不在の場合は、首席矯正処遇官（処遇  
担当）又は処遇部門の統括矯正処遇官（以下「処遇首席等」と  
いう。）が指名した職員とする。
- (5) 監視を行う職員は、会話内容や動静等を検聴及び監視し、当  
該受刑者の矯正処遇上、不相当と認められる内容や当所の規  
律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがあ  
ると認められた場合は、直ちに、その旨を面会所に連絡すると

ともに、処遇首席等に報告すること。

- (6) 上記連絡を受けた面会担当者は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第113条第1項に基づき、直ちに、同面会を一時停止するなど、必要な措置を執るとともに、その旨を処遇首席等に報告すること。
- (7) 上記(5)及び(6)の報告を受けた処遇首席等は、面会室に応援職員を赴かせ、事案の解明に当たらせるなど、適切な措置を執ること。

#### 4 面会の記録等

- (1) 無立会面会を実施した場合は、面会担当者が面会表にその旨を、録画面会を実施した場合は、検聴及び監視した職員がその旨を記載し、特に必要があると認められる場合は、当該受刑者から聴取した内容の要旨又は録音・録画で確認した内容の要旨を記載すること。
- (2) 検聴及び監視を行った職員は、録音・録画した内容を必要に応じて確認するとともに、録画等を別の外部記録媒体に保存した上、平成18年5月15日付け達示第4号広島拘置所個人情報保護管理規程第7条に基づき、適切に管理すること。

#### 5 信書の記録等

- (1) 信書の検査については、別紙のとおりとするが、制限区分が第3種以上に指定されている受刑者の検査は、親族（内縁関係含む。）は、検査省略とし、外形検査に留め、書信表の「書信の要旨」欄に「検査省略」と明示すること。
- (2) 親族以外の信書又は制限区分が第4種及び未指定の受刑者の信書は、検査を行い、書信表の「書信の要旨」欄にその内容を簡潔に記載すること。
- (3) 内容検査を省略する場合であっても、当該受刑者の動静や無検査の悪用を防止する必要がある場合は、適宜、検査を実施すること。

## 別紙

## 面会の立会等の基準

制限区分	相手方	面会の立会
第1種	親族（内縁関係含む。以下同じ。）及び親族以外	無立会
第2種（上）	上記に同じ	無立会
第2種（下）	上記に同じ	無立会
第3種	親族	録画面会
	親族以外	立会
第4種 未指定	親族	立会
	親族以外	

※面会の実績がない面会人（初回）については、立会すること。

※当所経理係受刑者として制限区分の指定を受けてから、3回目までの面会は、親族（内縁関係含む。）であっても立会すること。

## 信書の検査の基準について

制限区分	相手方	信書の検査
第1種	親族 （内縁関係を含む。以下同じ）	検査省略
	親族以外	要検査
第2種（上）	親族	検査省略
	親族以外	要検査
第2種（下）	親族	検査省略
	親族以外	要検査
第3種	親族	検査省略
	親族以外	要検査
第4種 未指定	親族	要検査
	親族以外	

※検査省略の場合であっても、通信文以外の物品が封入されていないか、欄外記載がないかなど確認すること。

※当所経理係受刑者として制限区分の指定を受けてから、発受を5回目までは、親族（内縁関係含む。）であっても検査すること。